

# 個人所得税法改正に関する決定

2011年6月30日付で『中華人民共和国個人所得税法改正に関する決定』（中華人民共和国主席令第48号）が公布され、2011年9月1日より施行されることとなりました。

5月号でご案内の個人所得税法修正案の公開時の内容から、さらに修正が加えられています。

## 1. 決定した改正事項

### (1) 基礎控除額

現行：2,000元 ⇒ 改正後：3,500元（4月の修正法案では3,000元）

なお、外国籍人については上記基礎控除額のほか追加控除として2,800元が加算されることとされていますが、改正法では明確な追加控除額が規定されておらず、別途通知が公布される予定となっています。

### (2) 累進税率の見直し

最低税率は3%となり、最高税率45%の適用金額が80,000元超まで引き下げられました。

中国籍人：月額課税所得額＝給与収入△基礎控除額、外国籍人：月額課税所得額＝給与収入△基礎控除額△追加控除額（2,800元？）

#### ① 税金個人負担方式（税込金額から計算する場合）

現 行				改 正 後			
段階	月額課税所得額※	税率	速算控除額	段階	月額課税所得額※	税率	速算控除額
1	0～500元以下	5%	0元	1	0～1500元以下	3%	0元
2	500元超～2,000元以下	10%	25元	2	1,500元超～4,500元以下	10%	105元
3	2,000元超～5,000元以下	15%	125元	3	4,500元超～9,000元以下	20%	555元
4	5,000元超～20,000元以下	20%	375元				
5	20,000元超～40,000元以下	25%	1,375元	4	9,000元超～35,000元以下	25%	1,005元
6	40,000元超～60,000元以下	30%	3,375元	5	35,000元超～55,000元以下	30%	2,755元
7	60,000元超～80,000元以下	35%	6,375元	6	55,000元超～80,000元以下	35%	5,505元
8	80,000元超～100,000元以下	40%	10,375元	7	80,000元超	45%	13,505元
9	100,000元超	45%	15,375元				

#### ② 会社負担方式（税抜金額からグロスアップ計算する場合）

現 行				改 正 後			
段階	月額課税所得額※	税率	速算控除額	段階	月額課税所得額※	税率	速算控除額
1	0～475元以下	5%	0元	1	0～1,455元以下	3%	0元
2	475元超～1,825元以下	10%	25元	2	1,455元超～4,155元以下	10%	105元
3	1,825元超～4,375元以下	15%	125元	3	4,155元超～7,755元以下	20%	555元
4	4,375元超～16,375元以下	20%	375元				
5	16,375元超～31,375元以下	25%	1,375元	4	7,755元超～27,255元以下	25%	1,005元
6	31,375元超～45,375元以下	30%	3,375元	5	27,255元超～41,255元以下	30%	2,755元
7	45,375元超～58,375元以下	35%	6,375元	6	41,255元超～57,505元以下	35%	5,505元
8	58,375元超～70,375元以下	40%	10,375元	7	57,505元超	45%	13,505元
9	70,375元超	45%	15,375元				

### (3) 申告納税期限の統一

現行の個人所得税の申告納税期限は毎月7日ですが、毎月15日に改正されました。（修正案通り）

(以上)